

年金担保融資の ごあんない

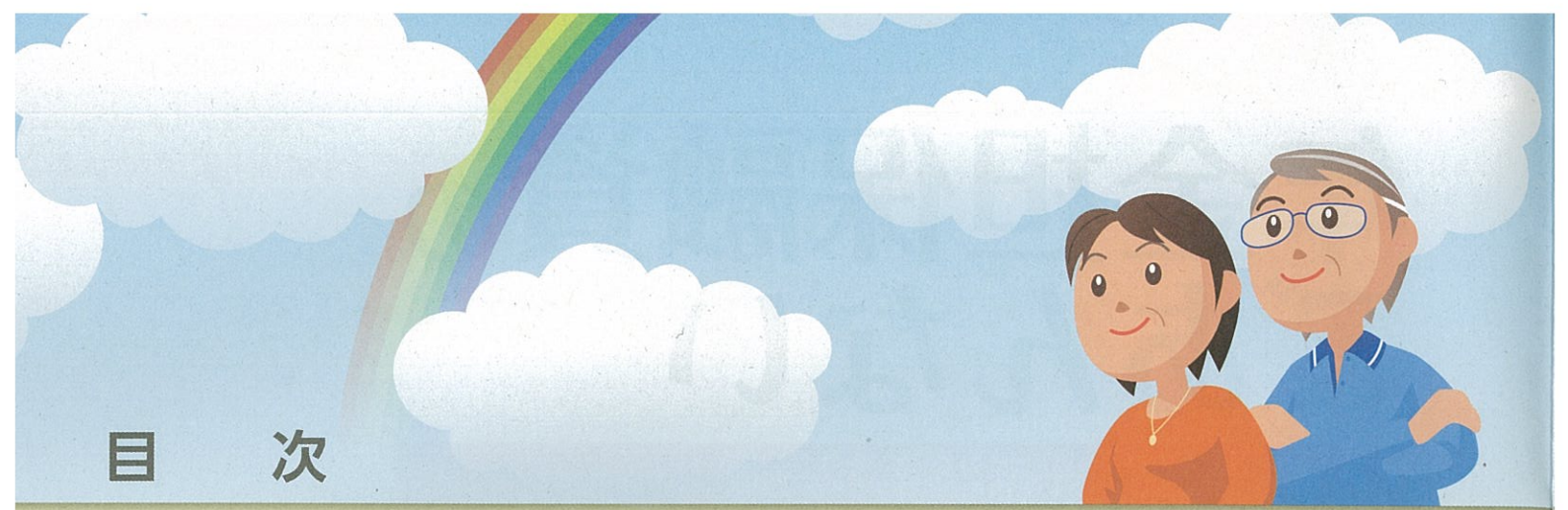
平成26年12月版

年金担保融資制度は、国民年金、厚生年金保険または労働者災害補償保険の年金を担保して融資することが法律で唯一認められた制度です。

保健・医療、介護・福祉、住宅改修、冠婚葬祭、生活必需物品の購入などの支出のために一時的に小口の資金が必要な場合にご利用いただけます。



年金担保融資制度は平成22年12月の閣議決定において、廃止することが決定されました。
事業の円滑な廃止に向けた取り組みの一環として、平成26年12月に事業規模縮減等の制度変更を行います。
(廃止時期が決まりましたらホームページ等にてご案内いたします。)



目 次

1	融資の条件	2
2	資金使途の内容一覧	3
3	年金担保融資の流れ	4
4	借入申込に必要な書類	5
5	ご返済中の留意事項	7
6	年金担保融資以外の融資・給付制度等のご案内	8
7	多重債務の相談窓口	10

平成26年12月より、年金担保融資の融資限度額等が変更となります。

○融資限度額を変更します。

融資限度額は、これまで年間の年金支給額の1.0倍以内でしたが、変更後は0.8倍以内となります。
また、融資額の上限はこれまで250万円（臨時生活資金100万円）でしたが、変更後は200万円（生活必需物品の購入80万円）となります。

※資金使途の項目「臨時生活資金」を「生活必需物品の購入」に変更します。

○1回あたりの返済額の上限額を変更します。

1回あたりの返済額について、これまで1回の年金支給額の1/2以下としていましたが、変更後は1回の年金支給額の1/3以下とし、年金の2/3以上をお手元に残るようにします。

○資金使途や必要額を確認させていただきます。

借入申込の際、資金の使いみちや必要額が分かる見積書等の書類を取扱金融機関の窓口で確認させていただきます。

ただし、融資額が10万円の場合、見積書等の書類の提示は不要です。

○任意繰上返済後の再借入申込について制限を設けます。

任意繰上返済をされた方は、当該繰上返済をした借入れにかかる融資決定時の完済予定日が到来するまで、年金担保融資のご利用はできなくなります。

1 融資の条件

ご利用いただける方	次の年金証書をお持ちで、現在、その年金を受給している方がご利用いただけます。 ● 国民年金・厚生年金保険年金証書 ● 国民年金証書 ● 厚生年金保険年金証書 ● 船員保険年金証書 ※ 厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金から支払われる年金は、融資の対象となりません。 ※ 老齢福祉年金や特別障害給付金は、融資の対象となりません。 ● 労働者災害補償保険年金証書 ※ 石綿健康被害救済法に基づく特別遺族年金は、融資の対象となりません。
資金使途	3ページに記載している資金使途に限ります。 ※ ただし、記載がないものについては、独立行政法人福祉医療機構年金貸付課にご相談ください。(電話 03-3438-0224)
融資額	次の3つの要件を満たす額の範囲内とします。 ● 10万円～200万円の範囲内(1万円単位。ただし、資金使途が「生活必需物品の購入」の場合は、10万円～80万円の範囲内となります。) ● 受給している年金の0.8倍以内(所得税額に相当する額を除く。) ● 1回あたりの定額返済額の15倍以内(ご融資額の元金相当額をおおむね2年6ヶ月以内でご返済していただくこととなります。)
返済方法	● ご返済は、独立行政法人福祉医療機構が借入者の年金を年金支給機関から直接受け取ることによって行われます。 ● 年金支給機関から偶数月に支給される年金のうち、お客さまが指定した額(定額返済額)を返済に充てることとなります。 ※ 定額返済額の上限は、1回あたりの年金支給額の1/3とし、下限は1万円とします。なお、単位は1万円単位とします。 ● 年金支給額から定額返済額を差し引いた金額を「返済剰余金」としてお客さまの指定した預金口座に振込みます。
利率	年金担保融資 : 年1.6% (平成26年9月1日現在) 労災年金担保融資 : 年0.9% (平成26年9月1日現在)
保証人	連帯保証人(審査基準あり)が必要となります。 なお、連帯保証人をたてる以外に信用保証機関による信用保証制度(保証料が必要)を利用する方法もあります(公益財団法人年金融資福祉サービス協会が保証します。)

※以下のいずれかに該当する場合は、ご利用いただけません。

- ◆ 任意繰上返済をされた方で、融資決定時の完済予定日に到達していない場合
- ◆ 生活保護を受けている方
- ◆ 年金担保融資を利用中に生活保護を受給し、平成23年12月1日以降に生活保護を廃止となった方で、生活保護廃止後5年間を経過していない場合
- ◆ 特別支給の老齢厚生年金を受給していた方で、65歳時の年金決定手続期間中の場合
- ◆ 現況届または定期報告書が、未提出または提出遅延の場合
- ◆ 年金の支給が、全額停止されている場合
- ◆ 同一の年金で借入金残高がある場合(ご返済途中に追加借入はできません)
- ◆ 反社会的勢力に該当する方、反社会的勢力と関係を有する方または反社会的勢力に類する行為を行う方
- ◆ その他、独立行政法人福祉医療機構の定めによる場合

2 資金使途の内容一覧

資金使途	具体的な使途	例
保健・医療	● 疾病の予防に必要な経費 ● 負傷及び疾病の療養に必要な経費 ● 出産に必要な経費 ● その他、保健・医療に必要な経費	● 入院費 ● 診療費 ● 手術費 ● 検査費 ● 薬剤費 ● 通院、入院等に係る移動費 ● 医療用・健康用器具（電位治療器、低周波治療器、補聴器等）購入費用 ● 通院等に必要な自動車等の購入や維持費（取得時の各種税金等を含む）
介護・福祉	● 介護・福祉に係るサービスの利用に必要な経費 ● 介護・福祉に係る物品の購入に必要な経費 ● その他、介護・福祉に必要な経費	● 介護施設の利用費用（入居一時金、入所利用料等） ● 介護福祉用具（福祉車両、電動ベッド、電動車イス、入浴介助用具等）の購入・設置費
住宅改修等	● 住宅の改修等に必要な経費 ● 住宅や土地の購入に必要な経費 ● 住居の引越しに必要な経費	● 改修工事又は増改築工事費 ● 住宅土地購入（新築工事経費等）費 ● 引越費用（敷金・礼金等を含む）
教育	● 教育や学習等に必要な経費	● 入学金 ● 授業料 ● 受験にかかる費用（移動経費を含む） ● 学習教材費 ● 資格取得経費 ● 生涯学習経費
冠婚葬祭	● 冠婚葬祭等に必要な経費	● 冠婚葬祭にかかる費用 ● 冠婚葬祭にかかる移動費 ● 墓地、墓石等の購入費 ● 納骨堂の設置・改修費
事業維持	● 生業を営むために必要な経費	● 事業に係る運転資金（資材・原材料仕入費等） ● 店舗、作業場等の内外装工事費（補修・改装工事等） ● 事業用設備・備品の購入や維持費 ● 事業用車両の購入や維持費（取得時の各種税金等を含む） ● 事業に係る訴訟費用
債務の整理	● 債務等の返済に必要な経費	● 消費者金融等の既往借入からの借換 ● 滞納家賃、光熱水費の支払 ● 滞納税金等の納付 ● 滞納社会保険料の納付 ● 知人からの既往借入の借換
生活必需物品の購入	● 生活に必要な耐久消費財の購入に必要な経費	● 自動車の購入費 ● 家電製品の購入費 ● 家具の購入費 ● 寝具の購入費

3 年金担保融資の流れ

申込手続きは、「独立行政法人福祉医療機構代理店」と表示された金融機関にて承ります。

※ ゆうちょ銀行、農協、労働金庫等は、年金担保融資の取扱いを行っておりませんのでご注意ください。

また、独立行政法人福祉医療機構の本部や大阪支店での申込手続きは行っておりませんので、併せてご注意ください。

1 相談

- 独立行政法人福祉医療機構年金貸付課または取扱金融機関にご相談ください。

2 申込手続き

- 取扱金融機関にて申込手続きを行います。
なお、年金受取先の口座が当該金融機関と異なる場合は、受取先の口座を取扱金融機関に変更する必要があります。
- 借入申込に必要な書類については、5～6ページをご確認ください。

3 審査

- お申込みから融資までの期間は、4～5週間程度になります。
- 融資のスケジュールは、取扱金融機関にてご確認ください。

4 決定

- 融資の審査結果や融資実行日については、取扱金融機関よりお客さまご本人あてに電話連絡いたします。

5 融資実行

- 融資実行日に指定預金口座へ振込みます。
ただし、入金時間は指定できません。

融資実行後は、融資日の属する月の翌々月以降の偶数月に支給される年金を独立行政法人福祉医療機構がお客さまに代わって受領し、その年金支給額から定額返済額を差し引いた金額を「返済剰余金」としてお客さまの指定した預金口座に振込みます。

6 年金支給機関

- 年金支給機関から支払われる年金を独立行政法人福祉医療機構がお客さまに代わって受領します。

7 独立行政法人福祉医療機構

- 独立行政法人福祉医療機構が受領したお客さまの年金から定額返済額を回収し、その残額を返済剰余金として、お客さまが指定した預金口座に振込みます。

4 借入申込に必要な書類

1 借入申込書 (年金担保)

取扱金融機関にて用意しています。

※借入申込額に応じて印紙税法で定められた収入印紙が必要となります。

2 年金証書

3 現在の年金支給額を証明する書類

次のうち、いずれか1つ最も新しいものになります。

国民年金・厚生年金保険

- 年金振込通知書
- 年金決定通知書
- 国民年金 (基礎年金) の支払いに関する通知書
- 年金支払通知書
- 年金額改定通知書
- 年金決定通知書・支給額変更通知書
- 年金送金通知書

※融資額の算定では、年金支給額から所得税相当額を除きます。

労働者災害補償保険

- 年金等振込通知書または年金等送金通知書
- 支給決定通知書
- 変更決定通知書
- スライド等による変更決定通知書

4 実印および印鑑登録証明書 (発行後3か月以内のもの)

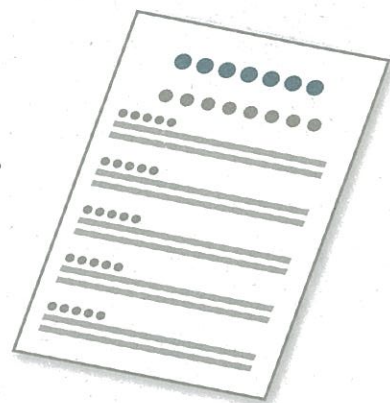
5 ご本人確認書類

次の写真付証明書のうち、いずれか1つをご提示いただき、確認記録の必要から、お客さまのご了解のもとで写しをいただきます。

ご本人確認書類

- 運転免許証 (運転経歴証明書を含む)
- 外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- パスポート
- 住民基本台帳カード

◎受付の際は、お客さまのお名前とご住所について「現在の年金支給額を証明する書類」、「印鑑登録証明書」、「本人確認書類」の3点が一致していることを確認します。



6

資金使途の確認資料

資金使途の確認資料の例

資金使途	確認資料の例
保健・医療	●入院・手術・治療・検査・薬剤費にかかる請求書、領収書 ●(医療費にかかる)診断書、通院の予約券、薬剤の処方箋または説明書 ●医療用・健康用器具購入にかかる見積書、請求書、カタログ、パンフレット、領収書
介護・福祉	●介護施設入居、利用料金にかかる見積書、請求書、領収書 ●介護用器具購入等にかかる見積書、請求書、カタログ、パンフレット、領収書
住宅改修等	●改修工事にかかる見積書、請求書、領収書 ●住宅、土地購入にかかる見積書、領収書 ●引越費用にかかる見積書、請求書、カタログ、パンフレット、領収書
教育	●入学金、授業料にかかる見積書、請求書、領収書 ●資格取得、学習経費にかかる見積書、請求書、申込書、カタログ、パンフレット、領収書
冠婚葬祭	●冠婚葬祭費用にかかる見積書、請求書、案内書、カタログ、パンフレット、領収書
事業維持	●事業の原材料仕入れにかかる見積書、請求書、領収書 ●事業用設備等の購入、維持経費にかかる見積書、請求書、カタログ、確定申告書、領収書 ●事業用車両の購入(取得時の税金を含む)、維持費にかかる見積書、請求書、カタログ、領収書
債務整理	●債務契約書 ●返済計画(予定)表 ●家賃、光熱水費、税金支払いにかかる滞納請求書、領収書
生活必需 物品の購入	●物品購入にかかる見積書、請求書、カタログ、パンフレット、領収書

※確認資料の注意

- ◆ カatalog、パンフレットは、金額の表示があるものに限ります。
- ◆ 確認資料は、申込手続き完了後お返しいたします。
- ◆ 融資額が10万円の場合、確認資料は不要です。

7

保証人

(連帯保証人をたてる場合)

- ・連帯保証人の実印及び印鑑登録証明書(発行後3か月以内のもの)
- ・連帯保証人のご本人確認書類(5頁⑤と同じ)
- ・借入申込者との続柄がわかる書類(住民票等)
- ・収入を証する書類(所得税源泉徴収票、確定申告書(控)等)

※連帯保証人については、独立行政法人福祉医療機構の審査基準を満たす方。

※お申込みの際には、連帯保証人となる方も借入申込者とご一緒にご来店いただきます。

(信用保証制度を利用する場合)

公益財団法人年金融福祉サービス協会が保証します。

- ・信用保証制度申込関係書類は、取扱金融機関に用意してあります。

5 ご返済中の留意事項

返済の開始について

ご返済の開始は、融資日の属する月の翌々月以降の偶数月に支払われる年金からとなります。

奇数月の年金について

奇数月に年金が支給される場合は、返済に充てず全額を返済剰余金としてお客さまの指定預金口座へお振込みします。

偶数月に年金の支給がなかった場合について

偶数月に年金の支給がないことにより返済が行われなかった場合、次の偶数月においては当月分の定額返済額のみを返済に充てるため、返済の終了時期が延びることとなります。

指定預金口座について

借入申込時に申請いただいた指定預金口座は、返済が終了するまで年金受取先の変更・解約ができません。

保険料等の納付について

介護保険料、後期高齢者医療制度の保険料、国民健康保険の保険料（税）および個人住民税を年金から直接差し引く方法で納めていた方は、介護保険法等の定めにより、ご返済期間中は、住所地の市区役所または町村役場にご自身で各保険料等をお支払いいただくこととなります。

任意繰上返済について

年金担保融資を受けた後に、やむを得ない事情により融資残高を完済予定日前に任意に繰り上げて一括返済される場合は、毎月20日（取扱金融機関が休日にかかる場合は翌日以降に到来する最初の営業日）に行うことができます。

ただし、**任意繰上返済された後、当該繰上返済をした借入れにかかる融資決定時の完済予定日が到来するまで、年金担保融資のご利用はできなくなります。**

なお、繰上返済した月の翌月が年金支給月（偶数月）の場合、繰上返済による剰余金の支払日は、事務処理の都合上、独立行政法人福祉医療機構が指定する剰余金振込日となり、翌月の年金支給日には年金の全額を受け取れません。また、独立行政法人福祉医療機構が指定する剰余金を振込む日まで、指定預金口座を解約しないようお願いします。

条件変更について

年金担保融資を受けた後にやむを得ない事情により生活困窮に陥り返済困難となった場合に、貸付条件の変更申請ができます。

貸付条件の変更申請は、返済期間中に1回だけ申請することができます。

また、貸付条件変更をされた場合は、任意繰上返済はできませんのでご注意ください。

6 年金担保融資以外の融資・給付制度等のご案内

※ 年金担保融資と他の制度では内容・条件に相違がありますので、詳細につきましては照会先にお問い合わせください。

資金使途	制度名称	実施機関	照会先
保健・医療	生活福祉資金貸付制度 (福祉資金)	社会福祉協議会	9ページ ①
	母子父子寡婦福祉資金貸付制度 (医療介護資金)	市区役所または町村役場	9ページ ②
	高額療養費	ご加入の医療保険者	9ページ ③
介護・福祉	生活福祉資金貸付制度 (福祉資金)	社会福祉協議会	9ページ ①
	母子父子寡婦福祉資金貸付制度 (医療介護資金)	市区役所または町村役場	9ページ ②
住宅改修	生活福祉資金貸付制度 (不動産担保型生活資金等)	社会福祉協議会	9ページ ①
	母子父子寡婦福祉資金貸付制度 (住宅資金・転宅資金)	市区役所または町村役場	9ページ ②
教育	生活福祉資金貸付制度 (教育支援資金)	社会福祉協議会	9ページ ①
	国の教育ローン	日本政策金融公庫	10ページ ④
	母子父子寡婦福祉資金貸付制度 (修学資金・就学支度資金)	市区役所または町村役場	9ページ ②
冠婚葬祭	生活福祉資金貸付制度 (出産・葬祭)	社会福祉協議会	9ページ ①
	母子父子寡婦福祉資金貸付制度 (子の結婚資金)	市区役所または町村役場	9ページ ②
	埋葬料、埋葬費	亡くなった被保険者が加入されていた医療保険者	10ページ ⑤
事業維持	生活福祉資金貸付制度 (総合支援資金)	社会福祉協議会	9ページ ①
	女性・若者／ シニア起業家支援金	日本政策金融公庫	10ページ ④
	母子父子寡婦福祉資金貸付制度 (事業開始資金・事業継続資金)	市区役所または町村役場	9ページ ②
債務整理	法テラス、市区役所または町村役場の無料法律相談、各地域の消費生活センター等にご相談ください。 債務整理による資金使途の貸付けは、独立行政法人福祉医療機構にて行っております。		10ページ
生活必需物品の購入	生活必需物品の購入による資金使途の貸付けは、独立行政法人福祉医療機構にて行っております。		

1

生活福祉資金貸付制度

利用対象者

- 低所得者世帯
必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）
- 障害者世帯
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（現在、障害者総合支援法によるサービスを利用している等、これと同程度と認められる者も含む）の属する世帯
- 高齢者世帯
65歳以上の高齢者の属する世帯（日常生活上、療養または介護を要する高齢者等）

資金の種類、融資条件等

福祉費（生業費、介護等に要する経費、冠婚葬祭に必要な経費等）、教育支援費等
資金の種類や貸付条件等の詳細は、厚生労働省ホームページをご参照ください。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/kashitsukejoken.html>

<お問い合わせ>

融資には審査があり、他の制度が利用できる場合は、他の制度が優先されます。
融資を希望される方は、お住まいの市区町村社会福祉協議会にご相談ください。
お住まいの市区町村社会福祉協議会がご不明の場合は、各都道府県の社会福祉協議会にご確認ください。

2

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

利用対象者

- 母子家庭の母とその扶養する児童
- 父子家庭の父とその扶養する児童
- 寡婦 等

<お問い合わせ>

融資には審査があります。
お住まいの市区役所または町村役場にご相談ください。



3

高額療養費

利用対象者

- 医療保険制度に加入している方
高額療養費とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、あとで払い戻される制度です。
※70歳未満の方で、医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「限度額適用認定証」を提示する方法が便利です。

<お問い合わせ>

ご加入の医療保険者（※）にご相談ください。
※健康保険組合、全国健康保険協会（協会けんぽ）、市区役所または町村役場（国民健康保険・後期高齢者医療制度）

4

国の教育ローン、女性・若者／シニア起業家支援金

利用対象者

- 修業年限が原則6か月以上で、中学校卒業以上の方を対象とする教育機関に入学・修学される方の保護者（教育ローン）
- 女性または30歳未満か55歳以上の方で、新たに事業を始める方、事業開始後おおむね7年未満の方（女性・若者／シニア起業家支援金）

＜お問い合わせ＞

融資には審査があります。
お近くの日本政策金融公庫にご相談ください。



5

埋葬料、埋葬費

利用対象者

- 亡くなった方により生計を維持されていて埋葬を行った方
- （上記の方がいない場合）実際に埋葬を行った方

＜お問い合わせ＞

亡くなった方が加入されていた医療保険者（※）にご相談ください。
※健康保険組合、全国健康保険協会（協会けんぽ）、市区役所または町村役場（国民健康保険・後期高齢者医療制度）

7

多重債務の相談窓口

ローンやクレジットなど複数の債務（多重債務）があり、返済にお困りの方は、年金担保融資をご利用の前に、各専門機関の相談窓口でご相談されることをお勧めいたします。

▶ 法テラス

Tel 0570-078374（PHS・IP電話からは03-6745-5600）

受付時間：平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00

HPアドレス <http://www.houterasu.or.jp/>

▶ 市区町村の無料法律相談

※お住まいの市区役所または町村役場にお尋ねください。

▶ 各地域の消費生活センターの相談窓口

※お住まいの都道府県庁、市区役所または町村役場にお尋ねください。

▶ 公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

- 東京センター Tel 03-3226-0121
- 仙台センター Tel 022-217-4014
- 新潟センター Tel 025-248-3311
- 静岡センター Tel 054-275-5511
- 名古屋センター Tel 052-957-1211
- 広島センター Tel 082-511-8001
- 福岡センター Tel 092-739-8104

- 福島相談室 Tel 0570-001-315
- 金沢相談室 Tel 0570-045-511
- 浜松相談室 Tel 054-275-5511
- 高松相談室 Tel 0570-051-145
- 熊本相談室 Tel 0570-090-304
- 沖縄相談室 Tel 0570-012-101



年金担保融資のあっせん（コンサルティング）業者・偽装質屋にご注意ください

あっせん（コンサルティング）業者を名乗る者から、年金を受給されている方に年金担保融資の借入れを有利に行うと電話で勧誘し、年金担保融資のあっせんの契約を交わしておいて、実際には融資のあっせんに関わることは一切行わず、手数料だけを請求するという詐欺行為による被害が発生しております。

また、質屋営業を装い、担保価値の無い物品を質入れさせた上で、実際は、年金を担保にして金銭の貸付けを行い、高額な金利の支払いを請求するという被害も発生しています。

年金担保融資制度は、年金を担保として融資することが法律で唯一認められ、一時的に小口の資金が必要な場合にご利用いただけます。

年金担保融資をご利用の際には、**「独立行政法人福祉医療機構代理店」**と表示された銀行、信用金庫、信用組合の窓口にて直接お申し込みいただけますので、あっせん（コンサルティング）業者や偽装質屋等の利用は絶対に行わないようにしてください。



年金担保融資のお問い合わせ先は



独立行政法人 福祉医療機構

〒105-8486

東京都港区虎ノ門4-3-13

ヒューリック神谷町ビル10階

電話 **03-3438-0224**（年金貸付課）

おかけ間違いのないようにお願いいたします。
独立行政法人福祉医療機構ホームページにおいても
ご融資の概要、スケジュールを掲載しています。

HPアドレス <http://hp.wam.go.jp/>

→「年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業」



※このパンフレットではご融資の概要をご案内しております。ご利用の際は契約内容を十分ご確認ください。
のうえ、お申し込み下さい。